

文化財保存事業費関係補助金交付要綱

〔昭和54年5月1日〕
〔文化庁長官裁定〕
昭和55年4月4日
昭和60年4月5日
昭和63年4月7日
平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成5年5月9日
平成4年5月27日
平成5年7月12日
平成6年7月8日
平成7年6月2日
平成8年5月15日
平成9年5月14日
平成9年7月11日
平成10年4月10日
平成11年1月8日
平成11年4月1日
平成12年4月3日
平成12年12月1日
平成13年7月16日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成21年3月12日
平成22年5月1日
平成23年4月1日
平成24年4月1日
平成25年5月15日
平成26年4月1日
平成27年2月23日
平成27年4月1日
平成27年11月18日
平成29年4月1日
平成30年4月1日
平成31年4月1日
令和元年12月13日
令和2年4月1日
令和2年6月1日
令和3年4月1日
令和3年4月20日
令和4年4月1日
令和7年4月1日
改 正

（通 則）

第1条 文化財保存事業費の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、史跡等購入費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、文化庁文化財補助金交付規則（昭和43年文化庁告示第6号。以下「交付規則」という。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件（平成12年文部省告示第57号。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員

会が行うこととなった件（平成１２年文部省告示第５８号。）、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成１４年文部科学省告示第５３号。）及び平成１２年文部省告示第５７号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件（平成２７年文部科学省告示第１３１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条 この補助金は、文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

（交付の対象となる事業の種類、経費等）

第３条 この補助金の交付の対象となる文化財保存事業（以下「補助事業」という。）の種類は、別表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、同表の右欄に掲げる者とする。

２ 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額（率）及び補助金の交付のための手続きについては、この要綱に定めるもののほか、別に文化庁長官（以下「長官」という。）が定める「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」並びに各補助事業の種類に応じてそれぞれごとに長官が定める補助要項によるものとする。

（交付の条件）

第４条 補助金の交付の決定に当たっては、長官（第５号、第１３号及び第１４号に係るものにあつては長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

（１）補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第１）を、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額のいずれか低い額の２０パーセント（当該金額が５万円未満の場合は５万円）を超えない額の相互間流用の場合はこの限りでない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。

（２）長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。

（３）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

（４）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（５）必要に応じて補助事業の遂行の状況に関する報告書（様式第２）を別に指示する日までに、補助事業者が都道府県である場合にあつては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあつては都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならないこと。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

（７）前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

（８）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。

（９）補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用材等の売払代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

（１０）補助事業の遂行により特許権等の知的財産権を取得した場合においては、特許公報等の当該知

的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を長官に報告するとともに、長官又はその指定する者に、当該知的財産権の実施を無償で許諾しなければならないこと。また、補助事業者は契約の相手方に対しても、当該条件を書面で取り交わさなければならないこと。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

- (11) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書(様式第3)を作成し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

- (12) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (13) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (14) 補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村の例に準じて行なわなければならないこと。

(間接補助事業の場合)

- (15) ア 補助事業者は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならないこと。
- イ 補助事業者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、第1号から第14号までに掲げる条件を付さなければならないこと。この場合において第1号から第4号まで、第6号及び第7号中「長官」とあるのは「補助事業者」とすること。
- (16) 第15号イにより付した条件に基づき、補助事業者が承認又は指示をする場合には、あらかじめ長官の承認又は指示を受けなければならないこと。

※特殊条件

(国宝・重要文化財建造物修理の場合)

- (17) 補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならないこと。
- (18) 補助事業に従事する技能者については、伝統技術が必要な工事においては選定保存技術保持者や保存団体に属する者等、高い技術を有する者を使用しなければならないこと。

(国宝・重要文化財美術工芸品修理の場合)

- (19) 補助事業に従事する技術者については、伝統技術が必要な工事においては選定保存技術保持者や保存団体に属する者等、高い技術を有する者を使用しなければならないこと。

(国宝・重要文化財(建造物・美術工芸品)及び重要有形民俗文化財修理の場合)

- (20) 補助事業者は、補助事業で得られた知見について情報発信等の措置をしなければならないこと。

(国宝・重要文化財建造物修理で滋賀県、京都府、奈良県下の場合)

- (21) 補助事業を知事又は教育委員会に委託するよう申し込まなければならないこと。

(登録有形文化財建造物修理の場合)

- (22) 設計監理業務については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者に技術的指導を申し込まなければならないこと。

(防災施設設備関係の場合)

- (23) 設置した当該防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに長官に報告しなければならないこと。

（史跡等土地買上げ等の場合）

（24）補助事業者は、当該補助事業により取得した土地について、保存の措置を講じるとともに、自ら定めた計画に基づき適切に管理・活用しなければならないこと。

（申請の手続）

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第4）を別に定める提出期限までに都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

第6条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第5）を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 長官は、第4条第1号ア又はイに該当し計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第6）を補助事業者に送付するものとする。

4 第1項又は第3項の場合において、補助事業者が都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る交付決定内容通知書（様式第7）又は変更交付決定内容通知書（様式第8）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第5）又は補助金交付決定変更通知書（様式第6）を送付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付の決定（前条第3項による変更交付決定を含む。以下、第10条第1項及び第11条第1項において同じ。）の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した取下げ書（様式第9）を補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合において、補助事業者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の法令の定めに従い、補助事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

（実績報告書）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第10）により当該補助事業の成

果を報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第4条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第11）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者が都道府県以外の者である場合に係る補助金の額の確定を行った場合には、補助金の額の確定に関する報告書（様式第12）に実績報告書の「写」を添えて長官に送付するものとする。
- 4 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付等）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が整った際には、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第13）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 長官は、第4条第3号に該当し補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、交付規則若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ず

るものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第10条第5項の規定を準用する。

別 表

補助事業の種類及び補助事業者

左 欄	右 欄
文化財保存事業費	
1. 建造物	
(1) 調 査	地方公共団体
近代和風建築等総合調査	
(2) 保存修理	所有者、管理団体
国宝重要文化財建造物保存修理強化対策事業	
重要文化財公開活用事業	所有者、管理団体、地方公共団体、法人
登録文化財保存修理・公開活用事業	所有者、管理団体、地方公共団体、法人
(3) 防災設備等	所有者、管理団体
防災設備等	}所有者（民家保存管理施設）
耐震診断	
(4) ふるさと文化財の森管理業務支援事業	地方公共団体（買上）
	所有者、地方公共団体、団体
2. 美術工芸品	
(1) 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理技術強化事業	所有者、管理団体
保存修理（一般）	
保存修理（特殊）	
(2) 防災設備	所有者、管理団体
(3) 登録有形文化財美術工芸品管理・公開活用事業	所有者、管理団体
3. 記念物	
(1) 調 査	地方公共団体
名勝	
天然記念物	
(2) 史跡等保存活用計画等策定	地方公共団体、管理団体
(3) 天然記念物再生事業	所有者、地方公共団体
(4) 天然記念物食害対策	地方公共団体
4. 埋蔵文化財	地方公共団体
発掘調査等	
一般	
特殊	
5. 文化的景観	地方公共団体
重要文化的景観保護推進事業	
6. 伝統的建造物群	市町村
(1) 調 査	
(2) 保存修理	
(3) 防災設備等	
(4) 買 上	
(5) 公開活用事業	
7. 指定文化財	地方公共団体、管理団体
指定文化財管理	
8. 無形文化財	
(1) 伝 承	保持団体、地方公共団体等
重要無形文化財等保持団体補助	
(2) 公 開	地方公共団体等
日本伝統工芸展	
国家指定芸能特別鑑賞会	

9. 民俗文化財 （１）調 査 （２）修理・防災 保存修理 一般 特殊 防災設備 （３）伝承・活用等 民俗文化財伝承・活用等事業 10. 文化財保存技術 団体補助 個人補助 ふるさと文化財の森構想 （資材採取等研修） 美術工芸品保存修理用具・原材料管理等 業務支援事業 11. 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業 12. 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 13. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 14. 重要文化財等防災施設整備事業 15. 史跡等の買上げ 直接買上 先行取得償還	地方公共団体等 所有者，管理団体 地方公共団体，所有者，保護団体等 保存団体，保存技術保持者，地方公共団体等 製作者，生産者，地方公共団体，団体 地方公共団体 所有者，管理団体，地方公共団体，法人 地方公共団体，法人 所有者，管理団体，地方公共団体 地方公共団体
---	--

(様式第 1)

令和 第 号
年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者
法人番号
所在地
代表者氏名

計 画 変 更 承 認 申 請 書

令和 年 月 日付け 第 号で国庫補助金の交付の決定を受けた下記事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

区 分	令和 年度 補助金
事 業 の 名 称	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
変更により増（減）額 すべき国庫補助金の額	

(記載上の注意)

別紙として、事業計画書（該当部分について変更前及び変更後を 2 段に記入するなど判別しやすくすること。）を添付すること。

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者氏名
連 絡 先
※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

補 助 事 業 状 況 報 告 書

令和 年 月 日

補助事業者
法人番号
所在地
代表者氏名

1. 補助事業の内容
2. 補助事業施行の場所 場所又は所在地
及び工事施工者 施 工 者
3. 工事施工者の指定方法（契約書の写を添えること。）
4. 補助事業に要する経費の収支状況

収 入							支 出						
区 分		当初予算	実施予算	収入済額	収入未済額	備 考	区 分		当初予算	実施予算	支出済額	支出未済額	備 考
負担金等	所有者 (管理団 体)						主たる事業費						
	補助金												
	補助金												
	募金												
小 計													
国庫補助金							その他の経費						
計													
雑 収 入													
合 計							合 計						

(6) 工 程 表 (上段は当初予定、下段は実施の工程 (現在以後は予定) である。)

[illegible]

担当者氏名
連 絡 先
※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

(様式第3)

補助金調書

令和 年度

文部科学省 所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体										
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出							備考
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額	支出済額	うち国庫補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補助金 相当額	

(記載要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することを禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかに記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる補助金等についての調書の作成は、本表に準じること。
この場合においては、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第 4)

令和 第 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者
法人番号
住所(所在地)
代表者氏名

令和 年度 補助金交付申請書

令和 年度 について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1. 補助金の交付の申請に係る事業及び補助事業に係る文化財の名称
- 2. 補助事業の目的及び内容
- 3. 補助事業の経費の配分

主たる事業費 円
その他の経費 円
計 円

- 4. 補助事業の経費の使用方法
- 5. 補助事業の着手及び完了の予定期日

着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

- 6. 交付を受けようとする補助金の額
(補助対象経費 円の %又は定額)
(申請者が消費税法上の課税事業者である場合の消費税等仕入控除税額 円)
- 7. 補助事業の実施のために文化財所在の場所を変更するとき
イ 変更後の場所
ロ 事業完了後復すべき場所及び時期
- 8. その他参考となるべき事項

※補助金交付申請書の添付書類

- 1 申請者の財政規模又は収支及び財産の状況に関する書類
(1) 申請者が地方公共団体である場合・・・当該事業を実施する日の属する当該地方公共団体の会計年度の
前々年度の財政規模を記載した書類

年度(一般会計)

人口	歳出 総額	歳入 総額	歳 入 総 額 内 訳					交付税の 交付・不 交付区分	備考
			税収 入額	国 庫 支出金	普 通 交付税 交付金	特 別 交付税 交付金	その他		
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		

(記載上の注意)

- ・ 決算ができない場合は、予算額でよい。
- ・ 備考欄には、財政力指数を記載すること。

(2) 申請者が地方公共団体以外の法人である場合・・・当該事業を実施する日の属する当該法人の会計年度の
前々年度以前3年度分の収支計算書及び財産の状
況を明らかにした書類

イ. 収支計算書提出上の留意事項

- 各年度ごとの収支計算書は、当該法人の責任役員会や理事会その他当該法人の規則等で定める機関で承認された収支計算書の写しを提出すること。
- 当該法人が特別会計を設定し、通常の会計と区分して処理を行っている場合には、その特別会計の収支計算書についても当該法人の責任役員会や理事会その他当該法人の規則等で定める機関で承認されたものの写しを提出すること。
- 収益事業を行っている場合には、法人税法の規定による確定申告書の写しを併せて提出すること。
- この収支計算書が正しいことを証するため、当該法人の責任者（代表役員、理事長等）の氏名を記載して提出すること。

〇〇 年 度 収 支 計 算 書

(自 〇年〇月〇日 至 〇年〇月〇日)

1) 収入の部				
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
当 年 度 収 入 合 計 (A)				
前 年 度 末 現 金 預 金 (B)				
収入合計 (C) = (A) + (B)				
2) 支出の部				
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
当 年 度 支 出 合 計 (D)				
当 年 度 末 現 金 預 金 (E)				
支出合計 (F) = (D) + (E)				

(記載上の注意)

支出の部の「当年度末現金預金」は、「剰余金」ともいい、その金額は、年度末の積立預金の額を除く普通財産である現金預金の合計額と一致します。この金額は、翌年度の収支計算書においては、収入の部の「前年度末現金預金」の「決算額」として計上されます。

ロ. 財産状況の留意事項

財産状況は、当該事業を実施する日の属する当該法人の会計年度の前々年度分の財産目録とし、当該法人の責任役員会や理事会その他当該法人の規則等で定める機関で承認された財産目録の写しとする。

財 産 目 録

年 月 日現在

資 産			負 債	
区分及び種類	数 量	評 価 額	区 分 及 び 種 類	金 額
特 別 財 産		円	借 入 金	円
国 宝			長 期 借 入 金	
重 文			短 期 借 入 金	
基 本 財 産		円	引 当 金	
土 地			未 払 金	
建 物				

定期預金 有価証券				
普通財産		円		
土地建物 車輦等 什器備品 図書 有価証券 預貯金 現金				
その他		円		
貸付金 前払金			負債合計	円
資産合計		円	差引（資産－負債）	円
			正味財産	円

（記載上の注意）

- ・ 特別財産は、本尊、神像等のその宗教法人にとってかけがえのない宝物や宗教活動に欠くことのできない重要な器具類である什物などのうちから設定する。
- ・ 基本財産は、宗教活動を行っていく上に必要な財産的基礎となるもので、境内地、境内建物などの不動産のうちから、また、確実な有価証券などをこれに設定する。
- ・ 普通財産とは、特別財産、基本的財産以外の資産をいう。
- ・ 宗教法人以外の法人にあっては、適宜その法人の財産目録を作成すること。

（３）申請者が法人以外の者である場合・・・・・・申請書を提出した日の属する年の前年分の収支計算書及び財産の状況を明らかにした書類

イ．収入及び支出

収入			支出		
項目	金額	備考	項目	金額	備考
	円			円	
合計			合計		

（記載上の注意）

- ・ 有料公開している場合は、拝観料等の収入について、項目別に記載し、備考欄に単価と人員を必ず明記すること。
- ・ 所得税法の規定による確定申告書の写し又は源泉徴収表を別に添付すること。

ロ．財産状況

資 産				負 債		
区 分 及 び 種 類		種 類	評 価 額	区 分 及 び 種 類		金 額
動 産			円	負 債		円
種類	現金			種類	借 入 金	
	預貯金					
	有価証券					
	その他					
不 動 産			円			
種類	土地					
	建物					
	その他					
そ の 他			円	負 債 合 計		円
			円	差 引 (資 産 － 負 債)		円

資 産 合 計		円	正 味 財 産	円
---------	--	---	---------	---

(記載上の注意)

- ・ この表は、申請書を提出した日の属する年の前年末現在で作成すること。
- ・ 資産の欄には、現金・土地・建物等、一般に資産と考えられるものを記載すること。
- ・ 土地建物で、貸地、貸家、山林等がある場合は、それぞれ区分して記載することが望ましい。

2 設計書

(1) 補助事業に係る文化財の概要

イ. 名称等

名 称	構造形式及び寸法	所 在 地	指 定 年 月 日	備 考

(記載上の注意)

指定文化財については、官報告示の内容に従って記入すること。

- ロ. 過去における事業の内容とその実施年度（自費事業を含む。）
- ハ. 現在の状況

(2) 補助事業の内容

- イ. 概 要
- ロ. 工事事務
- ハ. 工事仕様

3 設計図（別に添付すること。）

4 補助事業に係る収支予算書

イ. 収入の部

区 分	令和 年度 収入予定額	令和 年度 収入予定額	令和 年度 収入予定額	計	備 考
所有者(管理団体)負担額	円	円	円	円	
都 道 府 県 補 助 額					
市 町 村 補 助 額					
募 金 額					
小 計 (A)					
国 庫 補 助 額 (B)					
計 (C) = (A) + (B)					
雑 収 入 金 (D)					
合 計 (E) = (C) + (D)					

(記載上の注意)

- ・ 所有者（管理団体）負担額については、積立金の有無その他その負担方法を備考欄に明記すること。
- ・ 募金を行う場合には、その方法を備考欄に記入すること。

ロ. 支出の部

区分	経費分類	令和 年度 支出予定額	令和 年度 支出予定額	令和 年度 支出予定額	計	備考
		円	円	円	円	
小 計 (A)						
消費税等仕入控除税額 (B)						

[illegible]

- 6 補助事業に要する経費に関し議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則の定める手続きを経たことを証する書類（別に添付すること。）
- 7 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面（別に添付すること。）
- 8 補助事業の実施に併せて、当該補助事業に係る文化財の情報発信を補助事業者の自主事業として実施する場合は、当該情報発信事業の概要
- 9 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理事業、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業、重要伝統的建造物群保存地区修理事業、重要有形民俗文化財修理事業及び登録有形文化財建造物修理事業については、災害復旧にかかる事業を除き、修理・整備が完了する翌年から５ヶ年分における収入増加の見込額（修理・整備事業完了後に収入が増える見込みの場合、維持管理等の支出増加見込額を除いた額）に関する書類（収入増加に向けた取組内容を示した資料を含む）を提出すること。

令和 年度 収入増加見込額	令和 年度 収入増加見込額	令和 年度 収入増加見込額	令和 年度 収入増加見込額	令和 年度 収入増加見込額	合計額
円	円	円	円	円	円

- 10 美術工芸品保存修理用具・原材料管理等業務支援事業については、対象となる用具・原材料を選定保存技術保持者等が使用するものであることがわかる資料を添付すること。

(添付書類作成上の注意事項)

- ・ 公開、発掘調査、史跡等買上げ等、補助事業の性質上、「2 設計書」には記載できない事項がある場合及び上記の各項目中添付できない資料（例えば設計図等）がある場合には、その補助事業の内容及び実施の方法を詳細に記載した事業計画書を作成し添付すること。
- ・ 「2 設計書（2）補助事業内容」のうち「工事事務」、「工事仕様」等については、事業遂行に必要な事務的事項、各工事の仕様等を下記の（例）を参考にして記載すること。

(例)

工 事 事 務

- (1) 寫 真 撮 影
(2) 保 存 圖
(3) 摺 扞 本
(4) 修 理 報 告 書

工 事 仕 様

- (1) 仮 設 工 事
 - (イ) 補 助 足 代
 - (ロ) 工作小屋及び格納小屋
 - (ハ) 職 工 休 憩 所
 - (ニ) 便 所
 - (ホ) 工事場境界柵
- (2) 解 体 工 事
- (3) 基 礎 工 事
- (4) 木 工 事
- (5) 屋 根 工 事
- (6) 雑 工 事
- (7) 共 通 工 事

- ・ 「4 補助事業に係る収支予算書」のうち「収入の部」の区分欄については、国庫補助額以外のものを一

括記載することなく、必ず所有者（管理団体）負担額、都道府県補助額、市町村補助額、募金額等に区分してそれぞれの予定額を記載すること。

雑収入金（利子等を含む。）は、当初から計上し難い場合は、計上できる時期にいたったとき内容を変更すること。

- ・ 「6 補助事業に要する経費に関し議会の議決又は定款、寄付行為若しくは規則の定める手続きを経たことを証する書類」については、申請をする地方公共団体又はその他の法人（宗教法人も含む。）が特別の事情により申請の時までに所定の手続きを経ることができない場合であって、申請書提出後においてその手続きを経ることが確実にできる場合には、この旨を記載するとともに、議決案の写又は定款、寄付行為若しくは規則に定める手続きを進めていることを証する書類等を添付すること。この場合には、その手続きを経た後に必ずこれを証する書類を提出すること。

担当者氏名

連 絡 先

※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

(様式第 5)

第 号

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度
補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」
という。）第 6 条 { 第 1 項の規定により、
第 3 項の規定により、修正の上 } 令和 年 月 日付け 第 号をもって文
化庁長官（以下「長官」という。）から次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第 8 条の規定により通
知する。

(注) 補助事業者が都道府県である場合には、上記の _____ 部分を「次のとおり交付決定することに決定し
たので、」と書き替えるものとする。

令和 年 月 日

知 事 ・ 教 育 委 員 会
(文 化 庁 長 官)

1. この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」とい
う。）で申請のあった「 _____ 事業」とし、その内容は（「下記のとお
り修正する
ほか」）申請書記載の事業計画のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が
変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
(1) 補助対象経費 円（雑収入金 円を含む。）
(2) 補助金の額 円（補助率 %）
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	配分された経費	補助金の額
主たる事業費	円	円
その他の経費	円	円
計	円	円

4. 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。
補助金の確定額は、第 3 項の配分された経費ごとの実支出額（債務の確定した支出予定額を含む。買収の場
合は買収費とする。）に補助率を乗じて得た額又は配分された経費に対応する補助金の額（変更されたときは、
変更後の額とする。）のいずれか低い額の合計額とする。

(注) 定額補助の場合には、上記の _____ 部分を、「配分された補助対象経費の実支出額（債務の確定した支出
予定額を含む。）の合計額又は補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額」
と書き替えるものとする。

5. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の 3 月 31 日までに完了しなければならない。
6. 補助事業者は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、適正化法、適正化法施行令（昭和 30 年政令第
255 号）及び文化庁文化財補助金交付規則（昭和 43 年文化庁告示第 6 号）並びに「文化財保存事業費関係補
助金交付要綱」（昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）の規定に従わなければならない。

(共通)

7. 交付条件は、第6項に定めるほか、次のとおりである。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア. 補助対象経費の区分に基づき配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額のいずれか低い額の20パーセント(当該金額が5万円未満の場合は5万円)を超えない額の相互間流用を除く。
 - イ. 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。
- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に申請し、その承認をうけなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに長官に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業の遂行により生ずる収入金(補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用材料等の売却代等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (10) 補助事業の遂行により特許権等の知的財産権を取得した場合においては、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を長官に報告するとともに、長官又はその指定する者に、当該知的財産権の実施を無償で許諾しなければならないこと。また、補助事業者は契約の相手方に対しても、当該条件を書面で取り交わさなければならないこと。

※特殊条件

(国宝・重要文化財建造物修理の場合)

- () 補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならないこと。

(国宝・重要文化財(建造物・美術工芸品)及び重要有形民俗文化財修理の場合)

- () 補助事業者は、補助事業で得られた知見について情報発信等の措置をしなければならないこと。

(国宝・重要文化財建造物修理で滋賀県、京都府、奈良県下の場合)

- () 補助事業を 知事又は教育委員会に委託するよう申し込まなければならないこと。

(登録有形文化財建造物修理の場合)

- () 設計監理業務については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者に技術的指導を申し込まなければならないこと。

(防災施設設備関係の場合)

- () 設置した当該防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに長官に報告しなければならないこと。

(史跡等土地買上げ等の場合)

- () 補助事業者は、当該補助事業により取得した土地について、保存の措置を講じるとともに、自ら定めた

計画に基づき適切に管理・活用しなければならないこと。

（補助事業者が都道府県の場合）

7. 交付条件は、第6項に定めるほか、次のとおりである。

- （1） 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を知事又は教育委員会を経由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア. 補助対象経費の区分に基づき配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額のいずれか低い額の20パーセント（当該金額が5万円未満の場合は5万円）を超えない額の相互間流用を除く。
 - イ. 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。
- （2） 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事又は教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- （4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事又は教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （5） 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに知事又は教育委員会を経由して長官に提出しなければならないこと。
- （6） 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- （7） 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。
- （8） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- （9） 補助事業の遂行により生ずる収入金（仮設物及び不用材等の売却代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- （10） 補助事業の遂行により特許権等の知的財産権を取得した場合においては、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を長官に報告するとともに、長官又はその指定する者に、当該知的財産権の実施を無償で許諾しなければならないこと。また、補助事業者は契約の相手方に対しても、当該条件を書面で取り交わさなければならないこと。
- （11） 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

（補助事業者が市（区）町村の場合）

7. 交付条件は、第6項に定めるほか、次のとおりである。

- （1） 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を知事又は教育委員会を経由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア. 補助対象経費の区分に基づき配分された額を変更しようとするとき。ただし配分された額のいずれか低い額の20パーセント（当該金額が5万円未満の場合は5万円）を超えない額の相互間流用を除く。
 - イ. 補助事業の内容を変更しようとするとき。
ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。
- （2） 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事又は教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- （4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事又は教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （5） 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに知事又は教育委員会に提出しなければならないこと。
- （6） 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正

化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業の遂行により生ずる収入金（仮設物及び不用材等の売却代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (10) 補助事業の遂行により特許権等の知的財産権を取得した場合には、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を長官に報告するとともに、長官又はその指定する者に、当該知的財産権の実施を無償で許諾しなければならないこと。また、補助事業者は契約の相手方に対しても、当該条件を書面で取り交わさなければならないこと。
- (11) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

（補助事業者が地方公共団体以外の場合）

7. 交付条件は、第6項に定めるほか、次のとおりである。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を知事又は教育委員会を経由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア. 補助対象経費の区分に基づき配分された額を変更しようとするとき。ただし配分された額のいずれか低い額の20パーセント（当該金額が5万円未満の場合は5万円）を超えない額の相互間流用を除く。
 - イ. 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。
- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事又は教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、知事又は教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに知事又は教育委員会に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用材等の売却代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (10) 補助事業の遂行により特許権等の知的財産権を取得した場合には、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を長官に報告するとともに、長官又はその指定する者に、当該知的財産権の実施を無償で許諾しなければならないこと。また、補助事業者は契約の相手方に対しても、当該条件を書面で取り交わさなければならないこと。
- (11) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (12) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (13) 補助事業を行うために締結する契約等については、の例に準じて行わなければならないこと。

(間接補助事業の場合)

7. 交付条件は、第6項に定めるほか、次のとおりである。

- (1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書を 知事又は教育委員会を経由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア. 補助対象経費の区分に基づき配分された額を変更しようとするとき。ただし配分された額のいずれか低い額の20パーセント(当該金額が5万円未満の場合は5万円)を超えない額の相互間流用を除く。
 - イ. 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。
- (2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、 知事又は教育委員会を経由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、 知事又は教育委員会を経由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行状況報告書を別に指示する日までに 知事又は教育委員会に提出しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業の遂行により生ずる収入金(補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用材等の売払代等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (10) 補助事業の遂行により特許権等の知的財産権を取得した場合においては、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を長官に報告するとともに、長官又はその指定する者に、当該知的財産権の実施を無償で許諾しなければならないこと。また、補助事業者は契約の相手方に対しても、当該条件を書面を取り交わさなければならないこと。
- (11) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (12) 補助事業者は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならないこと。
- (13) 補助事業者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、第1号から第10号まで及び次に掲げる条件を付さなければならないこと。この場合において、第1号から第4号まで、第6号及び第7号中「長官」とあるのは「補助事業者」とすること。
 - ア. 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
 - イ. 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならないこと。
- (14) 前号により付した条件に基づき、補助事業者が承認または指示をする場合には、あらかじめ 知事又は教育委員会を経由して長官に申請又は報告し、その承認又は指示を受けなければならないこと。

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

担当者氏名
連 絡 先

※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号をもって計画変更承認申請のあった
事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の
規定により令和 年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付することに
令和 年 月 日付け 第 号をもって文化庁長官の決定があったので、同法第 8 条の規定により
通知します。

(注) 補助事業者が、都道府県である場合には、上記の _____ 線部分を「決定した」と書き換えるものとする。

令和 年 月 日

知 事 ・ 教 育 委 員 会
(文 化 庁 長 官)

1. この補助金の変更交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」
という。）で申請のあった「 _____ 」事業とし、その内容
は申請書記載のとおりとする。

2. この変更交付決定に伴い、前記 1 の事業に係る補助対象経費及び補助金の額並びに総経費の配分及び配分され
た経費に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費及び補助金の額

ア. 補助対象経費	円（雑収入金	円を含む。）
イ. 補助金の額	円（補助率	%）
ウ. 今回 額する補助金の額	円	

(2) 総経費の配分等

区 分	配分された経費	補助金の額
主 たる 事 業 費	円	円
そ の 他 の 経 費	円	円
計	円	円

3. 上記のほか補助金の額の確定の方式、交付条件等は、令和 年 月 日付け 第 号の交
付決定通知書の第 4 項から第 7 項までのとおりとする。

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者氏名
連 絡 先
※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

(様式第7)

文 化 財 補 助 金 交 付 決 定 内 容 通 知 書

〔 都道府県 〕		(科目)											
補助事業者	名 称	事業内容	補助額 総経費 (雑収入)	補 助 率	支 払 計 画				修正決定		補助金の額 ----- 配分された経費		
					1－四	2－四	3－四	4－四	申請→決定		主たる 事業費	その他の 経 費	計
			円 ----- ()	%	千円	千円	千円	千円			円 -----	円 -----	円 -----
			----- ()								-----	-----	-----
			----- ()								-----	-----	-----
			----- ()								-----	-----	-----
			----- ()								-----	-----	-----
			----- ()								-----	-----	-----
			----- ()								-----	-----	-----
			----- ()								-----	-----	-----

(注) 用 紙 は 日 本 産 業 業 規 格 A 4 と す る 。

(様式第8)

文 化 財 補 助 金 変 更 交 付 決 定 内 容 通 知 書

〔 都道府県 〕

(科目)

補助事業者	名 称 (前回交付決定年月日)	事 業 内 容	補 助 額 ----- 総 経 費 (雑 収 入)		補 助 率	支 払 計 画				変 更 交 付 決 定 の 内 容		補 助 金 の 額 ----- 配 分 さ れ た 経 費		
			1-四	2-四		3-四	4-四	前 回 交 付 決 定	→ 今 回 の 変 更 交 付 決 定	主 た る 事 業 費	そ の 他 の 経 費	計		
			_____円 ()	%		千円	千円	千円	千円	(補 助 額) 円	(補 助 額) 円	円	円	円
	(令和 年 月 日)		今 回 変 更	増 (減) 額 円								_____	_____	_____
			_____円 ()	%										
	(令和 年 月 日)		今 回 変 更	増 (減) 額 円								_____	_____	_____
			_____円 ()	%										
	(令和 年 月 日)		今 回 変 更	増 (減) 額 円								_____	_____	_____
			_____円 ()	%										
	(令和 年 月 日)		今 回 変 更	増 (減) 額 円								_____	_____	_____

(注) 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第 9)

令和 年 月 日
第 号

文化庁長官 殿

補助事業者
法人番号
所在地
代表者氏名

令和 年度 補助金交付申請の取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知を受けました令和 年度
補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条の規定により、
補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 令和 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

(注) 第 6 条第 2 項に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に記載の日付、
記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。
用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者氏名
連絡先
※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

(様式第 10)

令和 年 月 日
第 号

文化庁長官 殿

補助事業者
法人番号
所在地
代表者氏名

令和 年度 実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業及び文化財の名称
2. 補助事業の実施期間
令和 年 月 日着手
令和 年 月 日完了
3. 補助事業の実施の方法
4. 補助金の交付決定額とその精算額
交付決定額 円
精 算 額 円
不 用 額 円
(消費税法上の課税事業者である場合の消費税等仕入控除税額 円)
5. 消費税等仕入控除税額確定報告書(様式 13)提出予定期日 月 日
6. 添 付 書 類
- (1) 補助事業経費収支精算書(交付申請書添付書類「4. 補助事業に係る収支予算書」の様式に準ずる。)
- (2) 補助事業実施仕様書
- (3) 補助事業実施設計書
- (4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (5) その他(補助事業により設置した機械器具機能の試験検査査証等)

(注) 第 6 条第 2 項に基づき、変更して交付決定があった場合には、変更後の額によること。
消費税法上の課税事業者である場合は、第 10 条第 2 項に基づき報告すること。
5. は消費税法上の課税事業者で消費税等仕入控除税額が明らかでないときに記載すること。
用紙は日本産業規格 A4 とする。

担当者氏名
連 絡 先
※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

令和 年度

補助金の額の確定通知書

(補助事業者名)

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和 年度 事業
については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条の規定に基づき、下記のとおり額を確定
します。

令和 年 月 日

文化庁長官
(知事・教育委員会)

記

確定額 金 円

(注) 用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者氏名
連 絡 先
※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

文化庁長官 殿

都道府県知事・都道府県教育委員会教育長

令和 年度

補助金の額の確定に関する報告書

令和 年度

補助金の額を下記のとおり確定しましたので報告します。

記

1. 交付決定どおりの額の確定を行ったもの

_____ 件 _____ 円

2. 減額をして額の確定を行ったもの

_____ 件 _____ 円

3. 額の確定内訳

区 分	補 助 事 業 者 名	交 付 決 定 額 (A)	支出官の支 出 済 額 (B)	確 定 額 (C)	減額分 (A) - (C)	返還額 (B) - (C)	確 定 年月日	減 額 確 定 をした理由

(注) 第 6 条第 2 項に基づき、変更して交付決定があった場合には、交付決定額 (A) 欄の額は、変更後の額を記入すること。
用紙は日本産業規格 A 4 とする。

担当者氏名
連 絡 先
※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載

(様式第 13)

令和 年 月 日

(知事・教育委員会) 殿

補助事業者
法人番号
所在地
代表者氏名

令和 年度

補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった 補助金に
ついて、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、文化財保存事業費関係補助金交付要綱第 12 条
第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金額 (交付要綱第 10 条による額の確定額)

円

3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額 (4 - 3)

円

担当者氏名
連絡先

※押印無しの紙媒体の場合は上記を記載